

2008年10月17日 全5頁

# ASBJ、 時価会計の一部緩和検討へ

制度調査部  
吉井 一洋

## 新聞報道に一部誤解も

### [要約]

- 2008年10月16日に、わが国の会計基準を設定するASBJ（企業会計基準審議会）は、時価会計の適用を一部緩和することの検討を開始する旨を決定した。
- 検討内容はIASB（国際会計基準審議会）が10月13日に公表した「金融資産の分類の変更」（満期保有目的への分類変更の緩和）と同様の措置をわが国でも導入するのかが、導入するとしてどの程度認めるのかが中心になる模様である。なお、2008年9月中間期から適用という一部の報道は誤解であると思われる。
- ASBJは10月16日付けで上記の検討とは別に金融資産の時価の取扱いについて確認する実務対応報告案を公表しており、10月23日までにコメントを求めている。こちらは月内にも確定する予定であり、9月中間期から適用ということもありうるが、現行実務を変更するものではない。
- 時価会計を緩和しても実態は改善しない。むしろ実態を隠すことにより、投資家や貸し手を疑心暗鬼に陥らせ、信用不安を助長する可能性がある。かつて不良債権について開示や償却を先送りしたことが傷口を広げ、問題の解決を長引かせたことを思い起こすべきであろう。

## 1. 検討の経緯と検討内容の整理

◎2008年10月16日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、金融商品の時価会計について、一部緩和の検討を開始することを決定した。検討内容は、IASBが13日に公表した「金融資産の分類の変更」（満期保有目的への分類変更の緩和）と同様の措置をわが国でも導入するかが中心となる模様である。米国・欧州（IASB）での一部緩和の動きを受け、地方銀行協会が中川金融担当相に、一部緩和を要請したことが背景にある。信託協会も、一部緩和を求めたと報じられている。ちなみに、かつて2003年に、与党議員が時価会計凍結をASBJに要請したことがあるが、麻生首相や中川金融担当相もその中のメンバーであった。

◎一部では2008年9月中間決算から緩和との報道もあるが、これは勘違いではないかと思われる。ASBJは、時価会計適用緩和の議論とは別に、現行の実務を確認するため、実務対応報告の公開草案「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」を公表している。こちらについては10月23日までにコメントをもとめており、月内にも内容を確定する予定である。したがって、2008年9月中間期からの適用もありうるが、元々が現行の実務の確認であり、時価会計の内容変更を伴うものではない。米国のSFAS157とは異なり、わが国では、実際の取引事例が極めて少ない場合は、時価は市場価格ではなく、合理的に算定された価格による取扱いとなっている。不利な条件で引受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではない旨が確認されている。

◎以下では、今後検討される予定の時価会計の一部緩和（「満期保有目的への分類変更緩和」）について、説明する。

## 2. 検討される内容

◎ASBJでは時価会計の一部緩和について、特に専門委員会は設けず、本委員会で検討する。年内にも結論を出す予定と思われる。検討内容は、IASBが10月13日に公表した「金融資産の分類の変更」を基に行なわれると思われるので、まずは、IASBの文書の内容を紹介し、次に検討のポイントを整理する。

### (1) IASB「金融資産の分類の変更」の概要

◎この文書は、IFRS（国際財務報告基準）の金融商品の会計基準のうち、分類の変更の部分が、米国基準の会計基準（有価証券の時価評価を定めるSFAS115号）よりも厳しいので緩和してほしいという欧州の金融機関の要望を受けて変更されたものである。10月13日に公表された。そのポイントは、次のとおりである。

#### i. 「売買目的」からの分類変更

◎企業は、金融資産が、（当初は近い将来に売却または買戻す目的では取得されたとしても）もはや近い将来に売却または買戻す目的では保有されていない場合は、以下のア、イいずれかに該当することを条件に、その金融資産を、時価評価し評価損益を当期の損益として計上する分類（いわゆる「売買目的」）から除外することができる。その場合、分類変更時の時価が新たな取得原価となる。（従前の取得原価又は償却原価と時価との差額は損益に計上する）。

ア. まれな状況下（in rare circumstances）であること。米国のSFAS115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」で同様の規定があることを受けた見直しと解説されている。IASBでは、まれな状況とは非日常的で、近い将来に再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるとしている。

イ. 金融資産が貸付金および債権の定義を満たしており、企業がその金融資産を予見可能な期間にわたって、又は満期まで保有し続ける意思と能力があること。貸付金および債権とは、支払額又は決定可能な、デリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格のないものを指す。米国のSFAS65号「特定の不動産抵当権付ローン銀行の活動」で同様の規定があることを受けた見直しと解説されている。

なお、デリバティブや公正価値オプション（売買目的とは別に、企業が時価評価し評価損益を当期の損益に計上するよう指定すること、わが国では導入されていない）の対象となっている金融商品は、分類の変更はできないこととされている。

#### ii. 「売却可能」からの分類変更

◎「売却可能」（わが国の「その他有価証券」）に分類された金融資産が貸付金および債権の定義を満たしており、企業がその金融資産を予測可能な期間中や満期までの間は保有し続ける意思と能力がある場合は、「売却可能」から除外することができる。その場合、分類変更時の時価が新たな取得原価となる。従前の取得原価又は償却原価と時価との差額は、満期のある金融商品の場合は、満期まで期間配分（利息法による）し、満期のある金融商品以外の場合は、売却時まで資本の部に計上し続ける。

iii. 適用時期…2008年7月1日から遡って適用できる。

◎分類に関する用語をわが国の会計基準に置き換えた上で、ポイントを要約すれば、次のようになる

◇「まれな状況」においては、「売買目的有価証券」のうち、近い将来に売却または買戻す目的で保有されなくなったものは、「売買目的有価証券」から分類を変更できる。即ち、「満期保有目的の債券」や「その他有価

- 証券」に変更することができる。この場合、分類変更時の時価と従前の原価との差額は損益に計上する。
- ◇「売買目的有価証券」のうち、公表されている価格の無い債券等については、予見可能な期間中又は満期まで保有し続ける意思と能力がある場合は、「まれな状況」に限らず、「売買目的有価証券」から分類を変更できる。この場合も、分類変更時の時価と従前の原価との差額は損益に計上する。
  - ◇「その他有価証券」のうち、公表されている価格の無い債券等については、予見可能な期間中又は満期まで保有し続ける意思と能力がある場合は、「まれな状況」に限らず、「その他有価証券」から分類を変更できる。その場合、分類変更時の時価と従前の原価との差額は満期まで期間配分する。
  - ◇デリバティブは引き続き、時価評価し評価損益を計上し続ける（分類の変更は不可）
  - ◇「売買目的有価証券」を「満期保有目的の債券」や「その他有価証券」に分類変更したとしても、減損が生じた場合は減損を計上する点は、変更されていない。
  - ◇「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「その他有価証券」の定義自体は変わっていない。
  - ◇2008年7月1日から遡って適用できる（欧州は12月決算会社が多いので、2008年度末の下半期からの適用をにらんだものと思われる）。

## (2) 今後の検討における課題

◎ASBJでは、そもそもIASBのような変更を行うかどうか検討される。

◎仮にわが国で同様の措置を導入するとした場合、以下の点が問題となると思われる。

### ①適用対象は？

- ◇株式や投資信託などは「満期保有目的の債券」の定義を満たさない。したがって、「満期保有目的の債券」への分類変更の対象外であると思われる。
- ◇デリバティブ、デリバティブを組み込んだ仕組債(デリバティブのリスクが現物の債券に及ぶ可能性があるもの)は除かれるものと思われる。
- ◇債券等の満期のあるもののうち、どこまでを対象にするか、一部の証券化商品(債券型)など、市場価格のとれないものや流動性が低いものに限定するのか、市場価格のあるものも含めるのが問題となる。
  - IASBのペーパーでは、市場価格のあるものについては、まれな状況においてのみ、「売買目的」から分類変更できる。
  - 市場価格のない債券等は、まれな状況で無くても、分類変更できる。ただし、予見可能な期間中又は満期まで保有し続ける意思と能力がある場合に限られる。
- ◇「売買目的」からの変更に限るのか、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への変更も認めるのかも問題となる。
  - IASBでは、「その他有価証券」からの分類変更は、市場価格の無い債券等に限り認めている。

### ②「まれな状況」とはどういう場合か？

- ◇「まれな状況」についての具体的な記述は、米国の基準でもIASBのペーパーでも無い。どのような場合が該当するのか、現在の状況が該当するのかなどが検討されるものと思われる。

### ③分類を変更する際の会計処理は？

◎わが国の金融商品会計基準では、「売買目的有価証券」から「その他有価証券」に分類変更（「売買目的有価証券」を廃止する場合のみ可能）する場合は、その時の時価で振り替え、評価損益を計上する。

◎一方、「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」に分類変更する場合の会計処理は定められていない。「満期保有目的の債券」へは、債券の取得時に分類する必要がある、他の分類から「満期保有目的の債券」への分類変更は認められていないからである。したがって「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」に

分類を変更を認めた場合の会計処理になるか検討する必要がある。IASBのペーパーを参考にすれば、この場合も時価で振り替え、評価損益を計上することになる。

◎「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」に分類を変更する場合の会計処理についても、わが国の金融商品会計基準では定めが無い。IASBのペーパーのように、債券の場合は、時価と従前の償却原価との差額を満期まで償却していく処理になるのか等が検討されることになろう。

#### ④減損の適用はどうするのか？

◎わが国の金融商品会計基準では、「満期保有目的の債券」、「その他有価証券」であっても、以下の場合には減損処理を行い、評価損を計上することとされている。

- ・時価のある有価証券…時価が著しく下落した時は、回復可能性がある場合を除き、減損を計上する。債券の場合は、信用リスクの増大により時価が著しく下落した場合は、十分に反証できる場合を除き、減損損失を計上する必要がある。
- ・時価のない債券…債権の貸倒見積高の算定に準じて、減損を算出・計上する。

◎IASBのペーパーでも、減損処理は特段修正されていない。したがって以下の処理が行われる。

- 満期保有目的投資：減損が生じているという客観的な証拠がある場合は、減損処理をする。減損額は、見積もり将来キャッシュ・フローをその金融資産の当初の金利で割り引いた現在価値と帳簿価額（償却原価）との差額である（即ち、信用リスク増大による損失額）
- 売却可能金融資産：減損が生じているという客観的な証拠がある場合は、減損処理をする。減損額は、取得原価（償却原価）と時価との差額である。

◎仮に「売買目的」や「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類の変更を認めたとしても、現在のように、時価の下落が著しい場合は、結局、減損損失を計上しなければならないのではないと思われる。

◎したがって、この減損処理についても見直しを行うのかも重要な検討ポイントであると思われる。仮に減損処理を凍結するとした場合は、米国やIASBの措置を超える見直しが行なわれたことになる。凍結までいかないとしても、時価の「著しい下落」や「回復可能性」の解釈の見直しにより減損の適用が緩和される可能性もある。

### 3. 見直しの影響

◎仮に「売買目的有価証券」から「満期保有目的への債券」への分類変更が認められたとしても、分類変更時にはその時の時価で振り替え、評価損益を計上しなくてはならなくなる可能性が高い。最近のように時価が著しく下落している局面では減損損失を計上しなければならない。「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類変更についても、振り替え時において評価損益の計上は求められないかもしれないが、時価が著しく下落している局面では減損損失を計上しなければならない点は変わらない。したがって、評価損の計上回避という点で、それほど効果があるとは思えない。

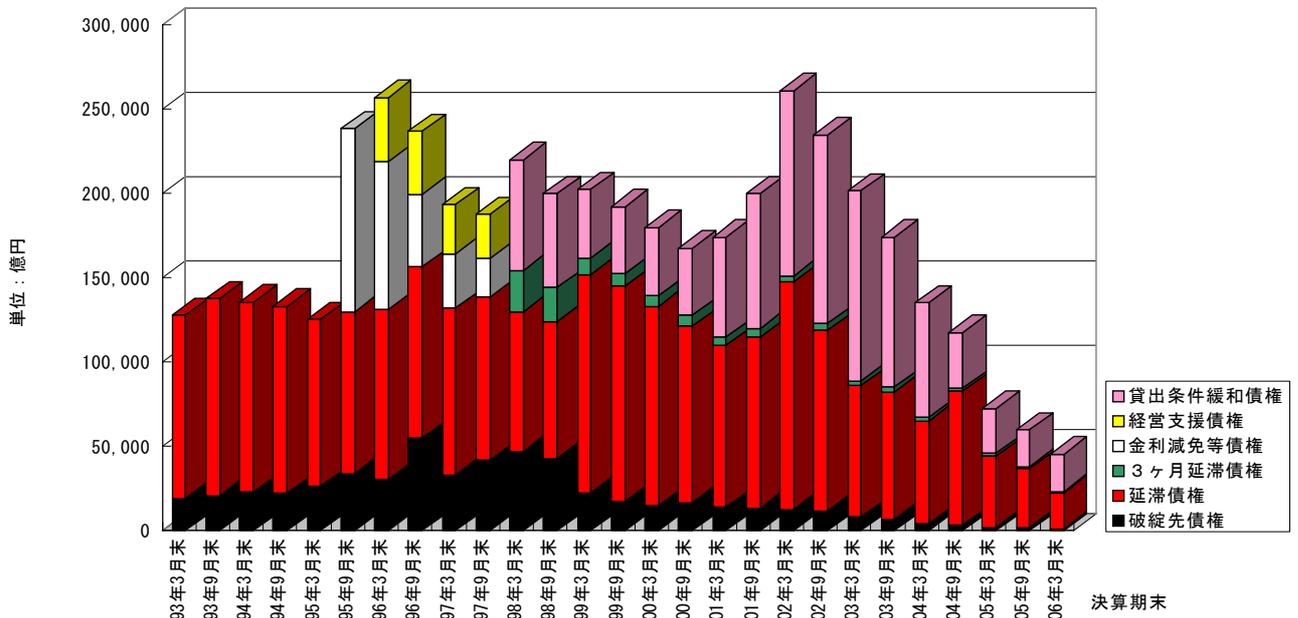
◎多くの企業が、証券化商品（債券型）や流動性の低い債券を「満期保有目的の債券」に振り替えた結果、これらの商品は満期まで保有されることとなり、市場の流動性はさらに低下するという影響も出よう。

◎そもそも、時価会計の適用緩和は、昨年来の金融危機の対応として有効ではないと思われる。投資家や貸し手は、今回の金融危機において問題となっている商品を、各金融機関がどれくらい保有しており、どれくらいの

損失が生じているかという情報こそを知りたいがっている。安易に分類の変更を認めれば、このような重要な情報が投資家や貸し手に提供されないことになる。その結果、投資家や貸し手は疑心暗鬼に陥り、かえって資金は提供されなくなり、信用不安が拡大するのではないと思われる。

◎今回の時価会計の適用緩和の検討は、金融機関からの要望がきっかけである。かつてわが国では時価会計を導入する前の1998年3月に、金融機関の保有株式の評価方法について低価法から原価法への変更を認める措置を導入したことがあったが、株価の下落には歯止めはかからなかった。金融商品とは異なるが、銀行の不良債権についても、実態がなかなか開示されず、また償却も進まず、それが傷口を広げ、問題の解決を長引かせた。金融再生プログラムにより2003年3月期にDCF法に基づく貸倒引当金の計上が強制されてようやく解決に向かった。同じ過ちを繰り返すことは、是非とも避ける必要がある。

参考資料 不良債権残高の推移



出所：大和総研

注：98年9月末以降の実績には日本長期信用銀行の開示不良債権残高を、99年3月末以降の実績には日本債券信用銀行の同残高を各々含まない。

◎今回の金融システム危機は、米国の住宅価格の下落によりサブプライムローンが劣化し、それを組み込んだ証券化商品の格付けが引下げられ、証券化商品の価格が急落したことに端を発している。それが投資家のリスク回避的な行動を誘発し、クレジット市場や短期金融市場、株式市場へと波及していった。問題の本質は借金をしてまで消費をするというカルチャーや、証券化商品を組成するときに資産の評価がきちっと行われていなかったこと、販売する業者にとって有利なように甘い格付けがされていたことなどにあると思われる。また、商品の仕組みが複雑でその価値の把握が困難だったことが、格付けへの過度の依存や格付機関の利益相反などを招き、傷口を広げたという面もあろう。したがって、時価会計の一部緩和といった小手先の対策ではなく、例えば複雑な証券化商品について、その価格の算定の対象となる資産の情報を証券化商品の保有者に適切に開示する、組成する業者や格付機関における利益相反を防止するなど、適切な時価を算定・把握するための情報が入手できるような環境を整備していく必要がある。